

第 13 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第27条第5項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第60条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第61条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第97条第6項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第98条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第98条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第105条第3項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削

る。

第106条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第106条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第107条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第108条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例)

第2条 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。